

2011年度税務確定申告のためのチェック リスト



背景

2012年に入り、多くの企業は既に2011年度の財務諸表を作成し、外部監査を受ける準備に着手している。続いて企業所得税の年度確定申告の準備も開始する必要がある。必要に応じ移転価格税制の同時文書の準備も必要である。さらに2012年の年初のその他の税(例えば、增值税や営業税)の申告資料の準備も必要になる。企業の納税申告業務の履行がより円滑に進むよう、参考までに以下の2011年度税務確定申告のためのチェックリストを用意した。

なお、本チェックリストの利用に際しては、以下の点につきご留意いただきたい。例えば企業が関連する税収法規に規定された期限内に申告及び納税することを完了できない場合、税務機関は納税者又は源泉徴収義務者に、罰金や滞納金を課す場合があること。本チェックリストには、全ての中国税務法規事項が網羅的に含まれている訳ではないこと。特定の企業あるいは個人の個々の状況に対して提供することを意図していないこと。また、地方税務機関によっては特定の問題に対して異なる判断を下す可能性があることである。

企業所得税						
企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG中国発信情報	はい	いいえ	該当なし
新規定に準拠した企業所得税の月次(四半期)ごとの納税申告書提出	<p><u>企業所得税法及びその他実施条例、国家税务总局公告2011年第64号及び76号</u></p> <p>2012年1月1日から、納税者は改定後の企業所得税四半期(月)の納税申告書を使用する</p>	2012年2月15日或いは2012年4月18日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2011年度の企業所得税申告書の作成、提出、納税	<p><u>企業所得税法及び実施条例</u></p> <p>中国国内に設立された企業及び中国国内に恒久的施設があると認定された外国企業は申告することが要求されている</p>	2012年5月31日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資産損失に関する主管税務機関への申告	<p><u>国家税务总局[2011]第25号公告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産損失の範囲が拡大された ● 資産損失の税務機関による事前承認規定を廃止した ● 申告を「清单申告」と「專項申告」に分けた 	2012年5月31日	<u>チャイナアラート 2011年第13回</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係する原価費用の証憑取得	<p><u>国家税务总局[2011]第34号公告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社は四半期ごとの企業所得税予納において、証拠未入手でも暫定的に控除できるが、年度確定申告前に関係する有効な原価、費用の証憑票を提出しなければならない 	2011年5月31日	<u>中国税務簡報 2011年第6回</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハイテク企業の主管税務機関に対する資料作成、報告手続	<p><u>国税函[2009]203号</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年度納税申告書を提出する前に、ハイテク企業は主管税務機関にハイテク認定関連資料を提出しなければならない 	2012年5月31日	<u>チャイナアラート 2009年第47号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG中国発信情報	はい	いいえ	該当無し
技術移転の優遇条件に適合する場合の主管税務機関に対する申請手続	<u>国税発[2009]212号</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 年度納税申告書を提出する前に、会社は主管税務機関に減免税手続処理の申請を行い、技術移転に関する企業所得税の優遇措置を受けることが必要 	2012年5月31日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ベンチャー・キャピタル企業の主管税務機関に対する申請手続	<u>国税発[2009]87号</u> <ul style="list-style-type: none"> ● ベンチャー・キャピタル企業は年度納税申告書を提出する前に、主管税務機関に申請を行い、投資税額控除の優遇措置を受けることが必要 	2012年5月31日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
企業再編に関する特殊税務処理(納税繰延べ)の条件に適合する場合の主管税務機関に対する申請	<u>財税[2009]59号及び国家税务总局2010年第4号公告</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係する条件に適合する株式譲渡、合併、分割等の取引で発生したキャピタル・ゲインは税務上繰延べが可能 	2012年5月31日	<u>チャイナアラート 2009年第39号及び 2010年第12号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
金融機関(銀行、保険及び証券等)の準備金の損金処理政策失効の影響を考慮	<u>財税[2009]33号、財税[2009]48号、財税[2009]62号、財税[2009]64号、財税[2009]110号</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定企業の準備金損金処理政策は2010年12月31日に失効 	2010年12月31日	<u>チャイナアラート 2009年第42号及び 2009年第43号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特定業種に対する広告費及び宣伝費の損金処理政策失効期限到来に関する影響の考慮	<u>財税[2009]72号</u> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部の業種の広告費及び宣伝費の損金算入限度額は30%まで引き上げられたが、当該政策は2010年12月31日で失効した 	2010年12月31日	<u>チャイナアラート 2009年第68号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG中国発信情報	はい	いいえ	該当無し
2011年度の移転価格税制の同時文書及び関連情報を作成し、主管の税務機関に提出	<p><u>国税発[2009]2号</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連者取引を報告書9表において詳細に記載し、企業所得税申告書と共に提出 ● 同時文書を税務機関が要求する期限内に提出できるように準備 	2012年5月31日	<u>チャイナアラート 2009年第8号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
租税条約における配当金に関する優遇措置を享受するためには申請が必要	<p><u>国税発[2009]124号、国税函[2009]81号及び国税函[2009]601号</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者は条約締結相手国の税務上の居住者であること及び配当金の受益所有者であることの証明が必要。貸付金利息、特許権使用料やキャピタル・ゲインに関しても租税条約の優遇措置を享受したい場合にも申請が必要 	配当金送金時に申請を行う	<u>チャイナアラート 2009年第25号及び 2009年第86号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

その他税金						
企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG中国発信情報	はい	いいえ	該当無し
上海の特定業種の企業は増 值税納税申告に関しては新 規定に準拠	財税[2011]110号及び111 号、国家税务总局公告2011 年第66号 上海增值税改革試験的導入 政策は2012年1月1日から 施行	2012年2月15 日(その後は月 の納税期限)	<u>チャイナアラート</u> <u>2011年第40号及び</u> <u>2012年第1号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
リース契約を締結し営業税 を過大納付もしくは過大控 除している企業は優遇政策 の過渡的措置を享受するた め主管税務機関に税金の還 付申請を行う	<u>財税[2011]48号</u> ● 2009年以前に締結し た、条件を充足した国境 を跨ぐリース契約に関わ る営業税の免税措置は 契約期限まで享受できる ● 営業税を過大納付もしく は過大控除したが、2011 年年度末までに未処理 の場合、還付申請可能	2010年1月1日 から有効	<u>チャイナアラート:</u> <u>金融サービス業向け</u> <u>2011年第4号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
輸出に関する增值税還付に ついての新規定	<u>国税函[2011]643号</u> ● 特定地域(注1)で試験的 に実施している、輸出に 関する税金を還付申請 する場合、税務当局への 輸出外貨回収照合証の 紙ベースでの提出は要 求されない	2011年12月1 日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2011年度個人所得税納税 申告書の提出	<u>国税発[2006]162号</u> ● 年間の個人所得が12万 元以上の個人(中国非居 住者を含む)	2012年3月31 日	<u>チャイナアラート</u> <u>2006年第35号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
条件に適合する外国籍従業 員は社会保険加入に関する 処理手続規定に準拠	<u>人材資源保険部令第16号</u> 及び <u>人社厅发[2011]113号</u> ● 中国で就業する外国人 は中国の従業員基本養 老保険、従業員基本医 療保険、工傷保険、失業 保険及び生育保険に加 入しなければならない。 但し、具体的な実施弁法 は未公布	2011年10月15 日から適用	<u>チャイナアラート</u> <u>2011年第33号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

その他非税金項目						
企業の対応	関連法規のポイント	締切日/有効日	KPMG中国発信情報	はい	いいえ	該当なし
年度報告書の作成と提出	<u>中華人民共和国国务院令第584号</u> 代表機構(駐在員事務所)は毎年登記機関に年度報告書を提出する必要あり	2012年6月30日	<u>チャイナアラート 2010年第21号</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注1)江蘇、山東、湖北、浙江(寧波は含まず)、福建(廈門は含まず)、大連、及び青島

KPMG中国の所見

現在確定申告書を準備中の企業に関しては、資産損失の損金処理方法が変更になった点につき注意が必要である。つまり新しく公布された国家税务总局公告[2011]25号(以下、簡略に「新弁法」とする)は資産損失の範囲を拡大し、資産損失の事前審査制度を廃止することにより資産損失の損金処理が容易かつ迅速になった。また新弁法では、資産損失の損金処理の立証責任が企業側にあることになった。地方税務機関はこれから高リスク対象或いは地域に対して集中的に調査するため、一部の企業が調査されるリスクが高まる。このため企業は資産損失に関する健全な内部チェック制度を確立し、規定に基づいて詳細な会計及び税務に関する資料の準備を進めることが必要である。

国家税务总局の受益者認定に関する601号文の公布後、租税契約や協定に基づく配当に関する源泉所得税の低税率適用を申請する場合、税務上、問題とされるケースが増えている。現在の規定上、実践するには幾つかのキーとなる問題点について明確ではないからである。KPMG中国は国家税务总局がこれらの点について明確化を検討中であることを理解しており、企業もこれらの問題点に留意すべきである。

2012年1月1日から、上海において增值税税制改革により試行案を開始し実施することになった。上海地区における特定業界の企業のみならず、上海地域以外の企業でも当該試行案に適用される納税者からサービスを購入する企業にたいして大きな影響を与えていた。試行政策は多種の業界にわたる企業に関係しており、特定業種に対する具体的な政策も今後公布される予定であるため、試行政策の適用範囲にある企業はこの動向に十分留意すべきである。